

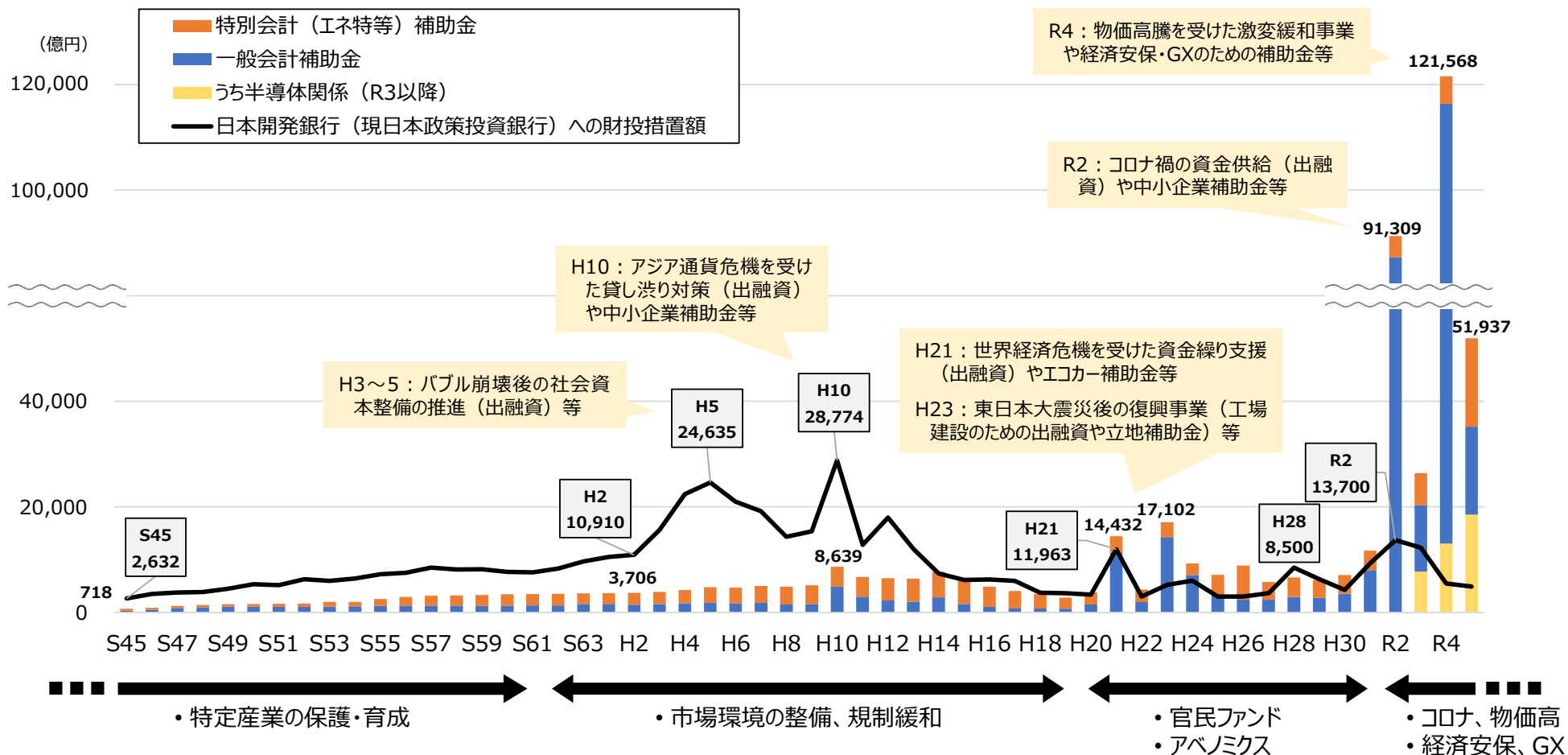
国内投資・中小企業等

財務省

2024年11月 1 日

産業政策関連補助金等の推移（S45～R5）

- これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年は経済安全保障やGXへの対応により、産業政策のフェーズに変化が見られており、半導体支援はそのうちの一つ。



主な税制措置	・増加試験研究費の税額控除創設（S42） ・エネルギー・中小企業関係の投資促進税制（S53～）	・法人税率引下げと課税ベース拡大の税構造改革（H10） ・研究開発税制の拡充（総額型の創設）（H15） ・欠損金繰越控除期間の延長（H16）	・賃上げ促進税制の創設（H25） ・成長志向の法人税改革（法人税率引下げと課税ベース拡大）（H27、28）	・DX・CN投資促進税制の創設（R3） ・戦略分野国内生産促進税制の創設（R6）
---------------	--	--	--	---

(出所) 財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等

(注) 一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資・産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

半導体政策の背景①

- 半導体の用途や種類は多岐にわたり、デジタル社会における基盤となっている。
- 世界各国・地域においても、経済安全保障等の観点から半導体等への産業支援を実施。

【半導体の種類と主な用途】

ロジック

高度な計算・情報処理

【用途】

自動運転



5G



データセンター



マイコン

より単純な計算・情報処理

【用途】



メモリ

情報の記憶

DRAM

【用途】

主記憶装置（メインメモリ）



NAND

【用途】

SSD



SDカード



USB



データセンター



パワー

電流・電圧を制御し、
機器を動かす

【用途】



アナログ

物理現象を、デジタル
情報に置き換える

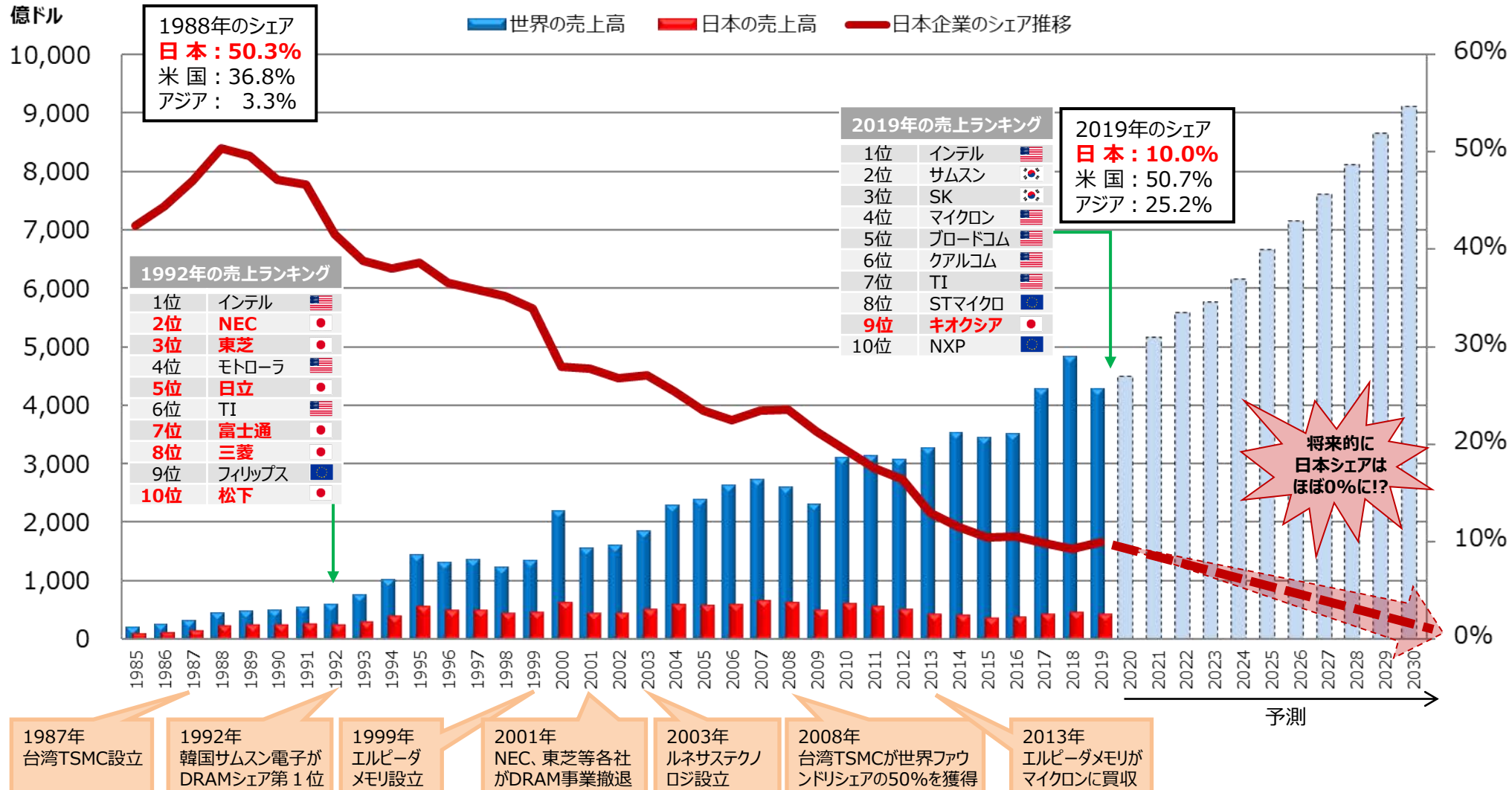


【諸外国等における半導体等への産業支援】

国・地域	支援措置の概要
米国	<CHIPSプラス法> 2022年8月成立 今後5年間で527億ドル規模の半導体製造施設・装置等への公的支援（直接資金援助、連邦政府融資、第三者融資の連邦政府保証、投資税額控除）
英国	<国家半導体戦略> 2023年5月公表 2023-25年に2億ポンド、今後10年間で10億ポンドの半導体関連の研究開発、知的財産、設計等への投資
EU	<欧州共通利益に適合する重要プロジェクト（IPCEI）> 第1弾：2018年12月公表、第2弾：2023年6月公表 - 欧州内で禁止している国家補助金を、欧州共通利益に資する分野への有志国による共同支援に限り例外的に認める <EU半導体法> 2023年9月21日施行 - 半導体生産への財政支援策、許認可の迅速化等を盛りこみ、2030年までに官民で430億ユーロ投資（うち公的資金(EU予算等)の拠出分は111.5億ユーロ）
ドイツ	<連邦政府予算2024に基づく補助金> 2023年7月公表、 <特別基金「気候変動・変革基金（KTF）」支出計画案> 同年8月公表 連邦政府予算2024におけるIPCEI（マイクロエレクトロニクス関連）第2弾への補助金として約40億ユーロ、気候変動・変革基金（KTF）における気候中立に資する半導体の振興への支出として40億ユーロ、合計80億ユーロを2024年度の半導体関連支援の財源として確保。
フランス	<フランス2030> 2021年10月公表 半導体工場の設立、研修制度の強化のために54億ユーロを支出し、官民合わせて180億ユーロの投資を促す

半導体政策の背景②

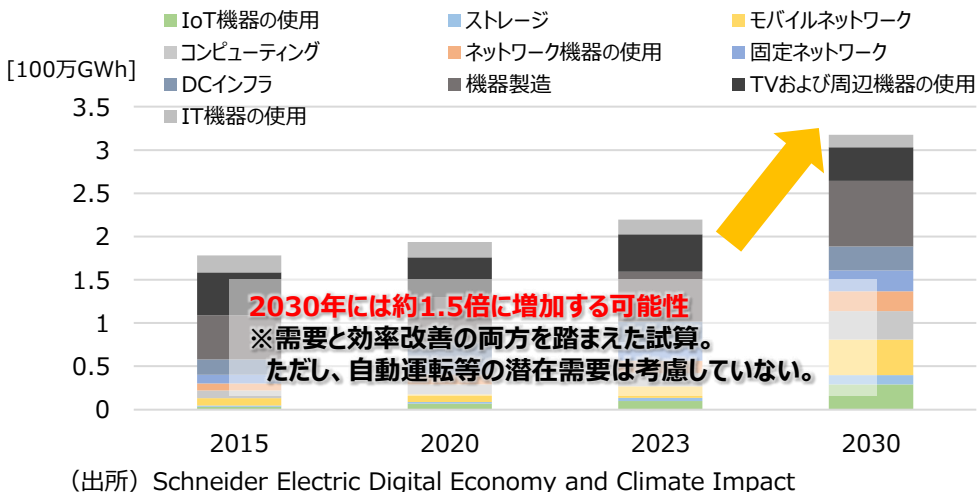
- 世界の半導体市場が拡大し続ける中で、日本の半導体産業は、1990年代以降、徐々にその地位が低下。
- D X・デジタル化は、I T企業・製造業だけでなく、サービス業、農業なども含め、全ての産業の根幹となっており、それを支える半導体の供給不足は、国民生活やビジネスに与える影響が大きい。



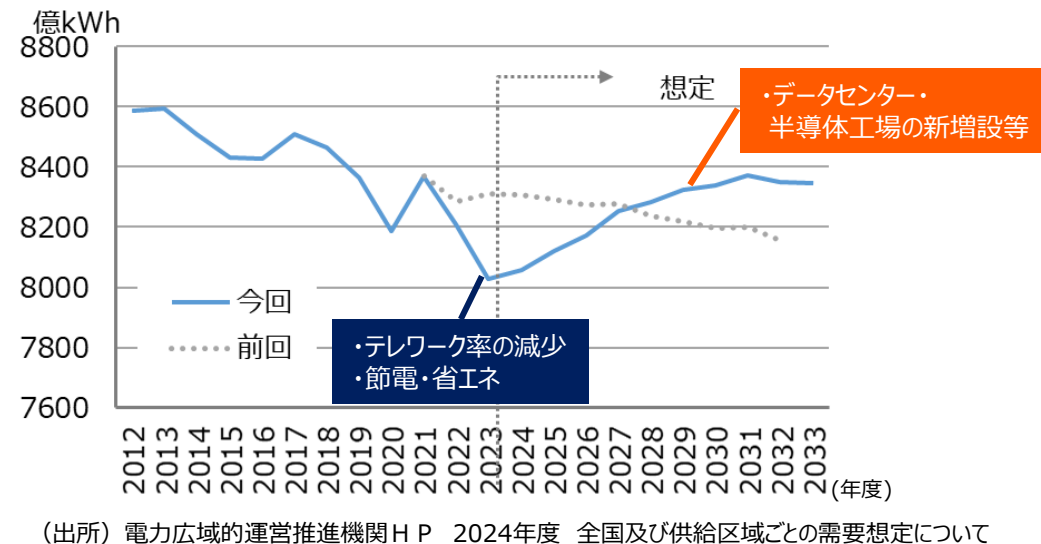
半導体政策の背景③

- デジタル技術の進化により、世界における電力需要の増加が見込まれる。我が国においても、全体として電力需要が増加傾向になると想定されており、こうした中で、半導体の機能向上等によるエネルギー効率の改善が重要。

【デジタル技術の進化による世界のIT分野の電力需要の推移】



【今後10年の日本における電力需要の想定】



【半導体の高性能化とエネルギー効率の改善】

高集積化



配線等を短縮し、情報の伝送・処理速度等を向上しつつ、エネルギー効率も改善

最適化



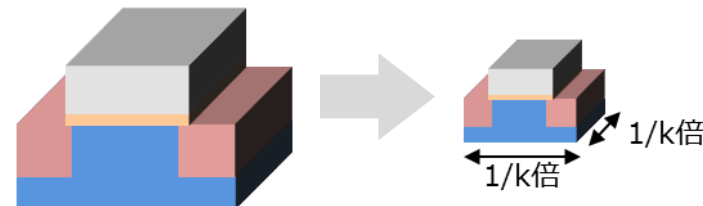
設計・システム等の最適化により、エネルギー効率を改善

素材の進化



エネルギー損失軽減に加え、冷却など含め、全体効率化

例えば、半導体の微細化により、ゲートの幅と長さが各1/k倍となる場合、消費電力を1/k²倍に抑制する効果があると試算。



(出所) 第12回GX実行会議（令和6年8月27日）資料

これまでの半導体支援とその課題

- 我が国では、「半導体・デジタル産業戦略」（2023年6月改定）において「2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保」を目指すこととしている。しかしながら、これまで実施してきた累計3.9兆円の支援については、毎年度の補正予算を編成する過程で、支援の必要性や支援額を都度の議論で決定してきており、中期的な戦略に立った議論がなされてきたとは言えない。
- 半導体関連投資等についての民間部門における予見可能性を高めるためにも、骨太2024に基づき、必要な財源を確保しながら、出口も含めた複数年度の支援戦略を策定すべきではないか。また、その際には、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進め、国からの補助や委託等による支援だけでなく、最大限、民間部門の投資を引き出す形とする必要があるのではないか。

【これまでの半導体支援】

(単位：億円)

基金名	半導体の種類	R 3 年度 補正予算	R 4 年度 第 2 次 補正予算	R 5 年度 第 1 次 補正予算	支援対象
従来型半導体 (経済安保基金)	マイコン、パワー アナログ、製造装置、原料 (30nm台～)	470	3,686 (1,523)	5,754 (2,806)	ルネサス等
先端半導体 (特定半導体基金)	ロジック、メモリ (10～20nm台 (産業用))	6,170	4,500	6,322	うち、TSMCへの支援は、 R3補正：4,760億円 R5補正等：7,320億円 (基金執行残998億円含む)
次世代半導体 (ポスト5G基金)	次世代ロジック (2nm)	1,100	4,850 (750)	6,456 (281)	うち、Rapidus社への支援は、 R3補正：700億円、R4補正②：2,600億円 R5補正：5,900億円
計		7,740	13,036 (2,273)	18,532 (3,087)	累計 39,308

(注) 表中の予算額について、カッコ書きはG X財源による内数。

【骨太2024（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）】

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、**必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。**その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、**必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。**

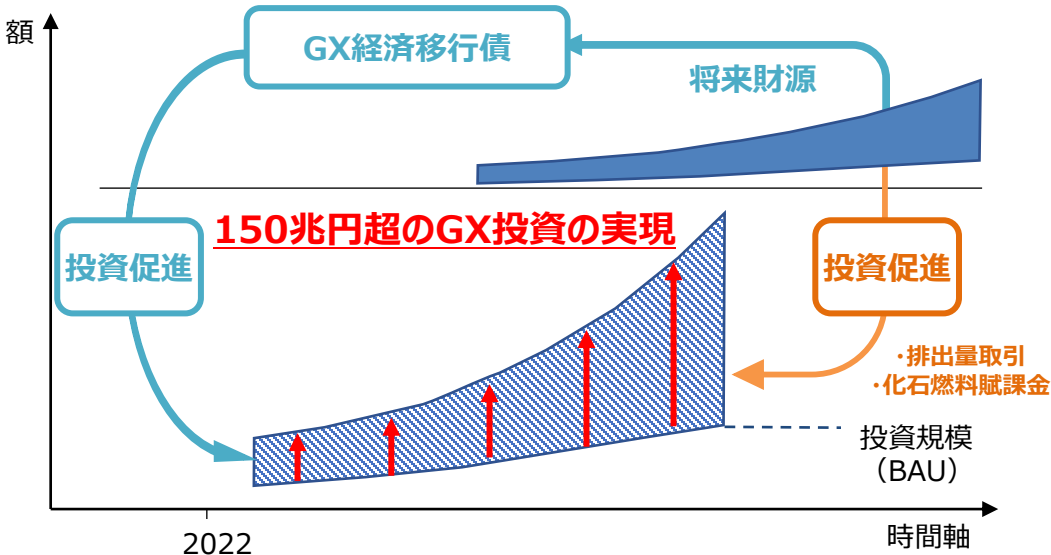
複数年度にわたる中期的な支援（GXの例）

- GX支援においては、複数年度にわたるGX推進戦略を策定し、GX推進法に基づく投資促進策の基本原則に基づき、今後10年間で20兆円規模の政府支援を行うこととし、その際、必要な財源を確保しながら、民間企業の投資を引き出す形で、官民協調で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すこととしている。
- また、GX機構を設立し、補助金だけでなく出資や保証も活用しつつ、支援を行っていくこととしている。

GX推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）（抄）

今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。そのため、**新たに「GX経済移行債」を創設し、これを活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する。**その投資促進策は、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講じていく。

【GX投資（成長志向型カーボンプライシング構想）のイメージ】



【GX投資支援策の主な実行状況と官民投資額の見通し】

	政府による先行投資支援	官民投資額
革新技术開発	既に1兆円規模を措置	49兆円～
多排出産業の構造転換	10年間で1.3兆円～	8兆円～
くらしGX	3年間で2兆円～	28兆円～
水素等	15年間で3兆円～	7兆円～
次世代再エネ	10年間で1兆円～	31兆円～

（出所）第10回（令和5年12月15日）・第11回GX実行会議（令和6年5月13日）資料
（注）措置済み以外の計数は全て精査中であり、概数。

（参考）脱炭素成長型経済への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）（令和5年5月12日成立）

第五十四条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～三 （略）

四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務

イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ～ホ （略）

複数年度にわたる中期的な支援（米国の例）

- 米国では、財政支援の総額として、5年間で527億ドルと法律上で明示している。融資や政府保証についても、補助金と合わせてプロジェクト総額の35%を上限として実施できる旨を規定しており、金融支援の位置づけが明確化されている。

	米国CHIPS法	日本の半導体支援
支援枠組み	○ 財政支援の総額を法律上明示（5年間で527億ドル）	○ R3～R5年度の補正予算で都度都度の議論（累計で3.9兆円を措置）
支援手法 （財政支援）	○ 財政支援 ー 直接資金援助 （プロジェクト総額の5～15%の範囲内） ー 連邦政府による融資及び債務保証 （直接資金援助と合わせ、総額の35%が上限）	○ 補助金のみ （助成対象費用の3分の1から2分の1以内） （注）ラピダスの現段階の研究開発支援は、委託事業として全額国費で実施
支援手法 （税制措置）	○ 設備投資に対する税制優遇措置（投資額の25%を税額控除）	○ 半導体を含むGX・DX等の分野で、生産・販売量に比例した減税を認定後10年間行う戦略分野国内生産促進税制の導入（令和6年度税制改正）
主な条件	✓ 懸念国での半導体製造能力の拡張を伴う重要な取引を10年間行わないこと ✓ 1.5億ドル超の直接資金援助を受ける者は、政府と合意した収益見込みを大幅に超えた場合は資金の一部を償還	【財政支援のみ】 ✓ 補助金での支援を行うに当たっては、以下を要件としている。 ー 10年以上の継続生産を行うこと ー 需給逼迫時に増産等に関する取組を行うこと ー 生産開始から10年間、強制的な技術移転の恐れがある特定国におけるコア技術等にかかる研究開発や一定割合（※）以上の製造能力増強をする場合は、経済産業省に事前相談をすること （※）経済安保基金：10%、特定半導体基金：5% ✓ ポスト5G基金事業では、助成終了から5年間は、相応の収益を、補助金の寄与に応じて納付を求めることが可能。 一方で、経済安保基金・特定半導体基金による事業では、収益納付規定を設けていない。

支援基準の策定の必要性

- これまでの支援では、3つの基金を通じ、異なる政策目標や基準の下で支援を行ってきたが、GXと同様、国として支援するにあたっての基本原則を定め、支援対象となる事業の優先順位を明確化して支援すべきではないか。
- その際、国として支援する必要性の裏付けとして、単に日本における半導体の売上高の増加につながるだけでなく、例えば、
 - ・ 我が国の産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から必要不可欠か、
 - ・ 開発に伴う不確実性や巨大な投資規模に鑑み民間のみではリスクを負いきれないか、等の観点が必要ではないか。

【現在の半導体支援】

特定半導体基金

- ー デジタル社会において不可欠な先端半導体の安定供給を確保するため、先端半導体の国内生産拠点整備への支援を行う

経済安保基金

- ー 経済安全保障推進法に基づき指定された特定重要物資として、パワー半導体や半導体製造装置等について、政府は、民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援を実施

ポスト5G基金

- ー 生成AI・自動運転などに用いられ、我が国の将来の産業競争力を左右する次世代半導体の研究開発やその実現に向けて不可欠な人材育成に対して支援を実施

【GXにおける投資促進策の基本原則（基本条件）】

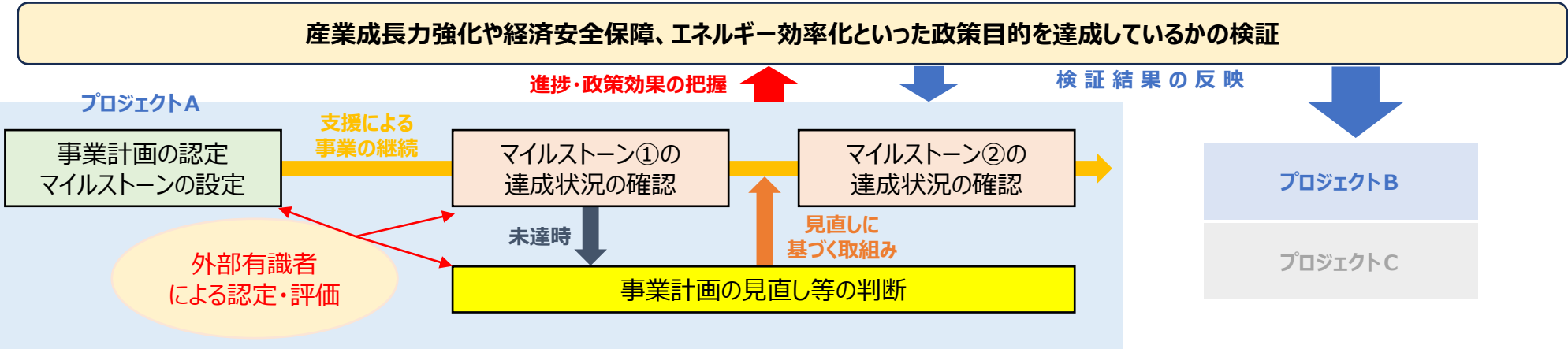
- I. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、**民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること**
 - II. **産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献**するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、**当該優先順位の高いものから支援**すること
 - III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること
 - IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの（※）を対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること
- （※）資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資も含む

（出所）第7回GX実行会議（令和5年8月23日）資料

進捗管理とPDCAの必要性

- 複数年度の計画的な支援を行っていくに際しては、政府による半導体産業への支援が、産業競争力の強化や経済安全保障、エネルギー効率化といった政策目的を達成しているか、定期的に検証し、改善を行っていく必要がある。
- 個別の支援策で見ても、期待される政策効果の実現のため事業の進捗状況をフォローすることが重要であり、今後の支援に際しては、第三者によるチェックの下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の見直し等を判断する枠組みが必要ではないか。

【進捗管理とPDCAのイメージ図】



【半導体等への支援におけるPDCA】

フェーズ	必要なPDCA	研究開発・実証（次世代半導体等） 【ポスト5G基金】	設備投資・量産体制整備（先端半導体等） 【特定半導体基金等】	
		補助、委託	補助	金融支援 ※今後、必要な法制上の措置を検討
事業計画の認定	マイルストーンの設定	○	△ (生産能力等の達成計画のみ)	－
	第三者による認定	○ (外部専門家)	× (経済安保基金は外部専門家が実施)	－
事業進捗の確認	進捗状況のフォロー	○ (ステージゲート審査等を実施※) ※ラピダスプロジェクトは審査結果を公表	△ (毎年度の実施状況報告のみ)	－
	第三者による評価・ 事業計画の見直し等	○ (外部専門家)	×	－

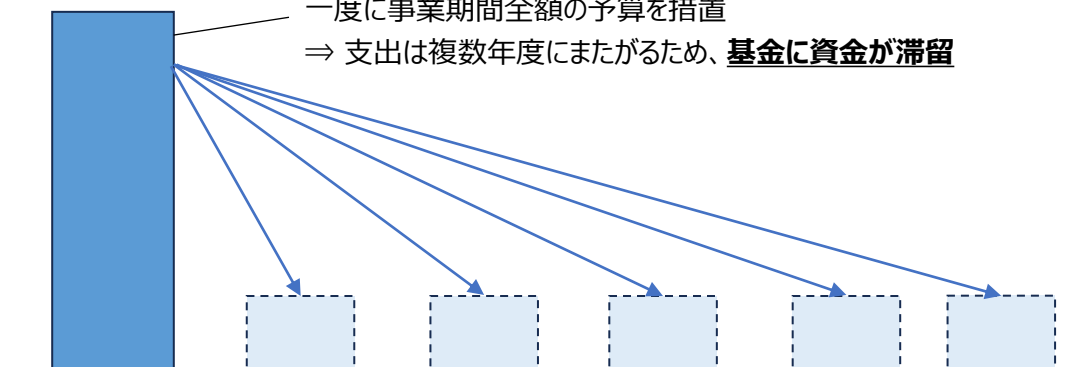
複数年度の支援のあり方

- これまでの半導体支援は、基金へ予算措置を行った上で、各々の企業に対して複数年度の支援を実施してきたが、原資の大宗を国債で調達し、一度に多額の資金を基金に積み増す手法となるため、基金に資金が滞留する一方で金利負担が発生している。「金利のある世界」が現実化する中で、その資金効率性の低さは無視できない。
- この点、例えば特定半導体基金による支援は、事業者の計画認定の際、年度ごとの助成上限額を定めた上で、各年度の所要額を予め見通しながら設備投資等への支援を実施しており、国庫債務負担行為による支援に馴染みやすいと考えられる。金利負担を抑制する観点からも、今後の支援にあたっては、国庫債務負担行為の活用等により、資金効率性を高めていくべきではないか。

【基金／国庫債務負担行為による支援の比較】

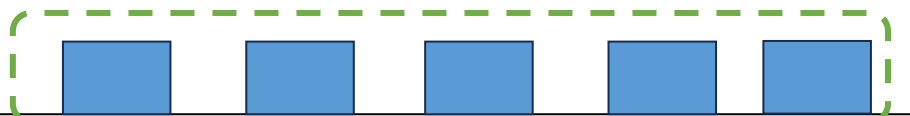
基金（イメージ）

一度に事業期間全額の予算を措置
⇒ 支出は複数年度にまたがるため、**基金に資金が滞留**



国庫債務負担行為（イメージ）

後年度の予算措置を国庫債務負担行為で担保
⇒ 年度ごとの財政需要に合わせて予算措置することで、**資金を滞留させずに複数年度に対応が可能**



【特定半導体基金における事業計画の認定イメージ】

特定半導体基金事業費助成金交付規定

第5条

4 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合には、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

	導入する設備等の種類	助成金額
2024年度	A, B	〇〇億円
2025年度	A, C	△△億円
2026年度	D	□□億円
...	...	...
合計額	—	××億円

国庫債務負担行為により、毎年度の助成上限額を定め、複数年度の支援が可能ではないか

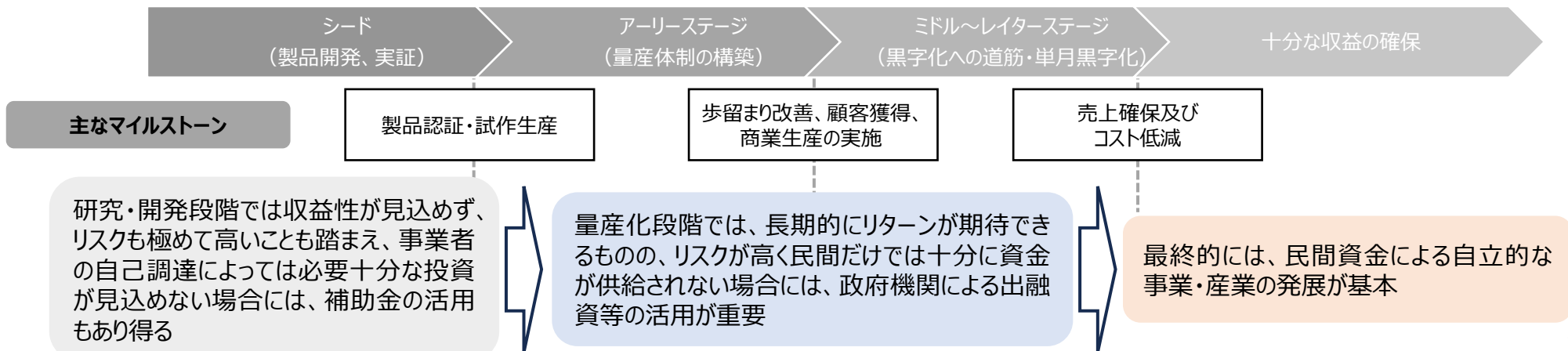
支援手法の多様化

- 収益性や不確実性等の観点から民間では供給困難な分野・事業には補助金の活用もあり得るが、交付後のガバナンスが機能しにくい上、金銭的リターンもない「渡し切り」となる。長期的にリターンが期待できる分野については、ガバナンスや財政的影響の面で優れる金融支援の活用を拡大すべき。
- 事業者のステージ毎に具体的に見れば、基幹事業が量産化前の研究・実証段階である場合については、収益性が見込めず、リスクも極めて高いことも踏まえ、事業者の自己調達によっては必要十分な投資が見込めない場合には、補助金による支援も考えられる。一方で、基幹事業が量産化段階にある場合や、事業者が自己調達によって一定程度投資を実行可能な財務基盤を有する場合には、官民の適切なリスク分担の観点からも、出融資や債務保証を積極的に活用していくことが重要。

【公共部門の支援手法間の比較】

	政府機関による出融資（例：産業投資）	補助金
	－ 政策的必要性が高くリターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野へのエクイティ・ファイナンス	－ 収益性が見込めない分野やリスクが極めて高い分野に対し、特定の政策目的を達成するため恩恵的に交付する（特別の反対給付を求めない）給付金
ガバナンス	○ 出資者の立場からガバナンス機能を発揮	● 交付後のガバナンスは機能しにくい
財政的影響	○ 利払・償還や配当という形で資金回収が可能 ○ 租税負担を回避	● 金銭的リターンはない「渡し切り」 ● 財源は租税や国民負担である国債等で賄われる

【半導体事業者の各ステージと支援のあり方のイメージ】



(補論) 経済活動における民間部門と公共部門の役割

- 経済活動における民間部門と公共部門の役割については、国際的な産業支援の動向等も踏まえつつ、
 - － 経済は、民間部門による成長分野へのリスクを伴う投資により発展していくものであり、民間資金による産業の成長の促進が望ましいことを前提としつつ、
 - － 一時的な支援により産業基盤に大きな影響をもたらす得ることや、市場では達成できない政策目的（経済安全保障やエネルギー安全保障の確保）のため必要であること等を勘案した上で、公共部門として担うべき支援のあり方について、検討すべきではないか。
- その際、公共部門として支援に乗り出すとすれば、その有効性・妥当性を検証する仕組みを政策立案プロセスのなかにしっかりと埋め込むことが必要。

“Economics of the Public Sector” J. Stiglitz【訳：薮下史郎】(2022) pp4-8, p12

- ・ 政府が、経済活動を行う場合と行わない場合があるのは、なぜだろうか。なぜ政府活動の範囲は、過去100年間で変化してきたのだろうか。なぜ政府の役割は、国によって異なっているのだろうか。政府はあまりにも多くの活動をしすぎていないだろうか。政府は、計画をきちんと実行しているだろうか。その経済的役割をより効率的に実行できるだろうか。これらが、公共部門の経済学（公共経済学）の中心問題である。
- ・ 今日では、市場と民間企業が経済が成功するための必須条件であることと、一方で政府も市場を補完するうえで重要な役割を果たしているということでは、広く意見の一致を見ている。
- ・ 市場がしばしば機能しないことがあるが、一方で政府も市場の失敗を修正するのに成功しないことがある。【中略】
しかし政府の限界を認識することによって、市場の失敗が非常に深刻である分野および政府介入によってかなりの違いをもたらされると確実に期待される分野のみに政府のエネルギーは向けられるべきである、ということがわかる。今日では、アメリカの経済学者の間で支配的な考えは、限定的な政府介入は最悪の問題を（解決することができないにしても）軽減することはできるということである。したがって、政府は完全雇用を維持し、貧困の最悪な側面を軽減するためには、積極的な役割を果たすべきであるが、経済では民間企業が中心的役割を演ずべきだとするのである。

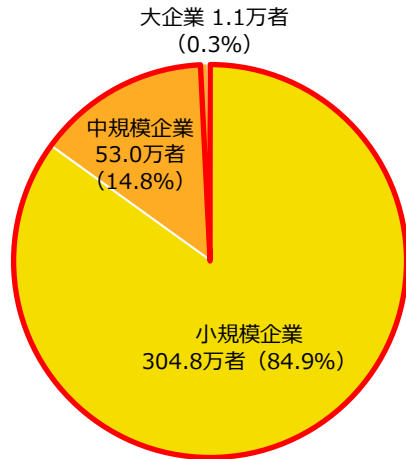
『競争政策の経済学－人口減少・デジタル化・産業政策－』大橋弘 (2021) p220, pp239-240, p244

- ・ 経済学の観点から見ると、産業政策は、市場の失敗を補正する政策の一つとして議論されてきた。情報の非対称性や外部性の存在などの理由から、産業や市場は様々な形で、古典的な数理経済学が仮定する市場機能が効率的に働かない状況が考えられる。こうした民間の主体性だけでは対処できない市場の失敗が顕在化するとき、産業政策に代表されるような政府介入を行うことが、経済学的に正当化され得る。
- ・ 産業政策が経済学的に正当化されるのは、「市場の失敗」を回避できたことによる経済メリットが、政策推進で生じる「政府の失敗」のデメリットを上回る
ときであると理論的には考えられる。しかし、「市場の失敗」が生じる状態は、個別にどのような産業政策が採用されるかによって大きく異なる。個々の具体的な政策において、市場の機能不全がどれほどの弊害を引き起こしうるかを評価すること（厚生評価）が出発点になる。【中略】
なお、厚生評価にもとづく産業政策の妥当性について評価軸をあえて挙げるとすれば、①時限的な産業政策により恒久的な効果を生み出せるか、②産業政策によって市場では達成できない正の波及効果を生み出せるか、の二点になるのではないかとと思われる。
- ・ 政策立案の透明性と説明責任を高めるために、産業政策の有効性・妥当性を検証する仕組みを政策立案プロセスのなかにしっかりと埋め込むことが必要だ
ろう。

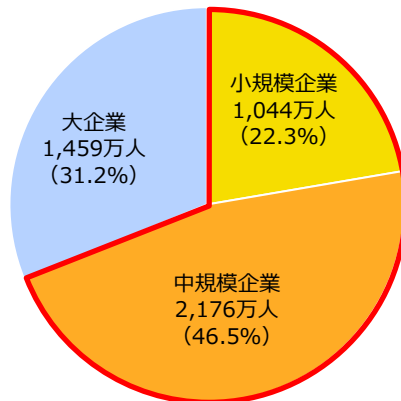
中小企業の概要

- 中小企業は全事業者数の99%超、全従業者数の約70%、全付加価値額の50%超を占める。
- 中小企業対策費は、コロナ禍において未曾有の水準まで増加。令和5年度においても、コロナ禍前の平時と比較すれば、依然として高水準となっている。

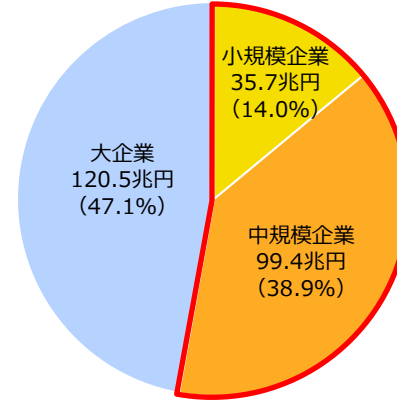
◆事業者数



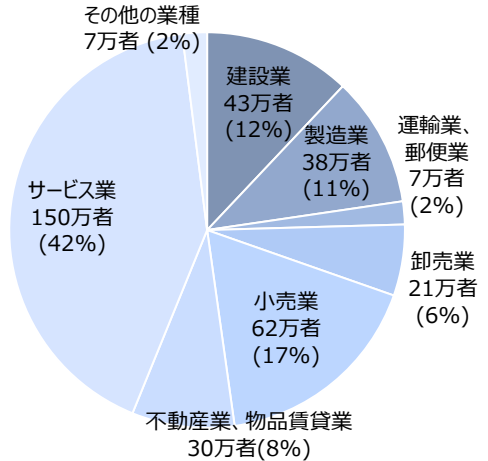
◆従業者数



◆付加価値額



◆業種別事業者数



(出所) 総務省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

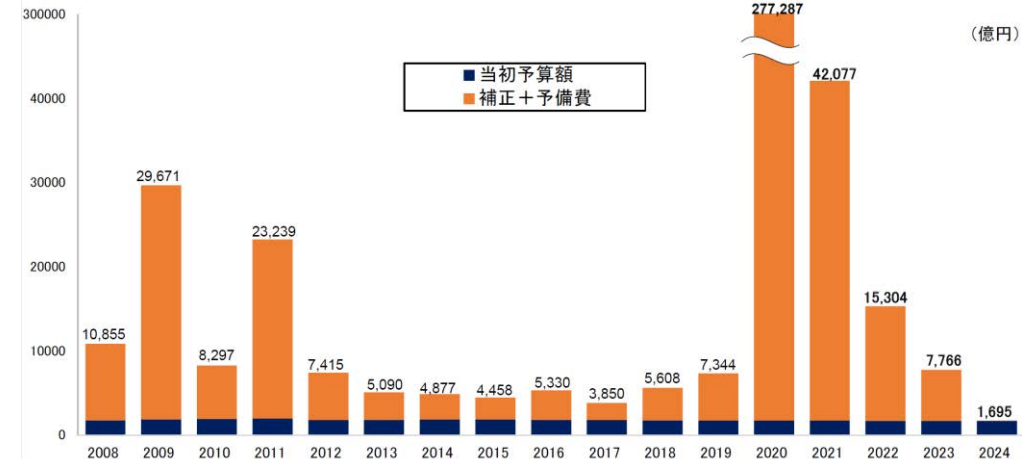
◆中小企業等の定義

業種	中小企業基本法における 中小企業者		うち 小規模企業者	中小企業等 経営強化法 における 特定事業者
	資本金	または 従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	500人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	300人以下

(出所) 「中小企業基本法」、「中小企業等経営強化法」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」

(注) 「特定事業者」は、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群

◆中小企業対策費（予算ベース）の推移



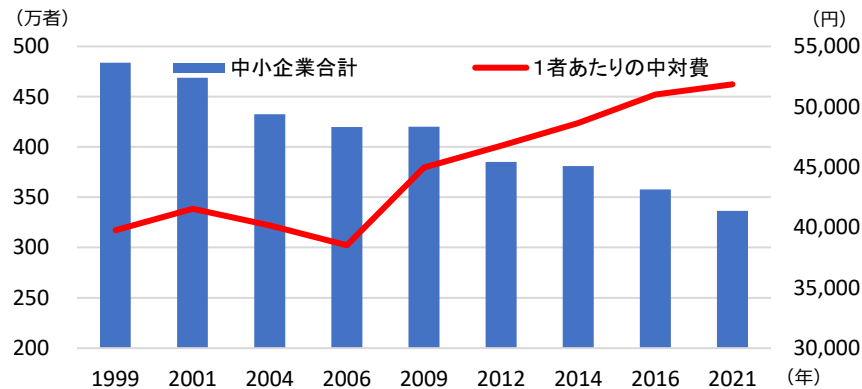
中小企業への支援のあり方①

- 中小企業一者当たりの中小企業対策費は、当初予算ベースで見ても、リーマンショック以前から増加傾向。さらに、これまでの予算措置を通じて、生産性向上等を目的とした多額の補助金(※)により中小企業一者当たりで見ても相当程度の支援が行われてきたが、中小企業の実態は横ばいで推移し、大企業との差は拡大。

(※) 予算措置額に対して採択が低調にとどまるなど、執行上の課題が見受けられる補助金も存在

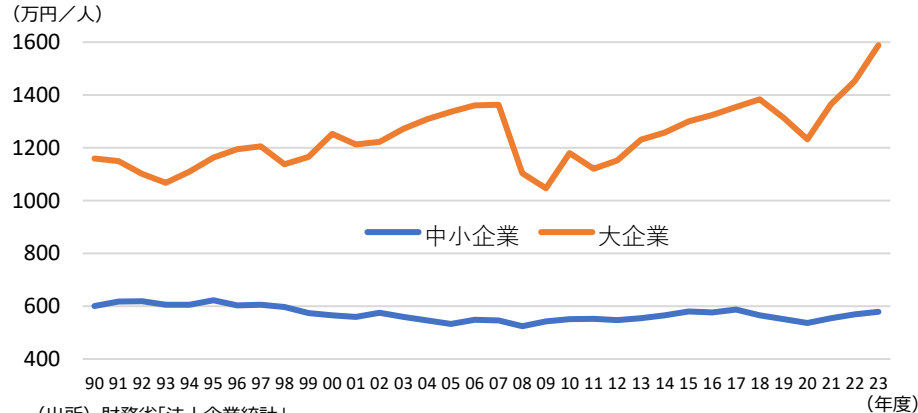
- 一方で、企業の倒産件数は、特にコロナ禍において減少。これまでの補助金による支援が事業の継続にはつながったものの、かえって経済活動における資源の効率的再配分を抑制し、長期的な成長を抑制した可能性にも留意が必要。

◆中小企業一者当たりの中小企業対策費（当初）の推移



(出所) 総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(注) 中小企業対策費は当初予算ベース。企業数には個人事業主を含む。

◆中小企業の労働生産性の推移



(出所) 財務省「法人企業統計」
(注) 大企業は資本金10億円以上の企業。中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満の企業としている

◆最近の主な生産性向上のための補助金及び中小企業一者当たりの金額

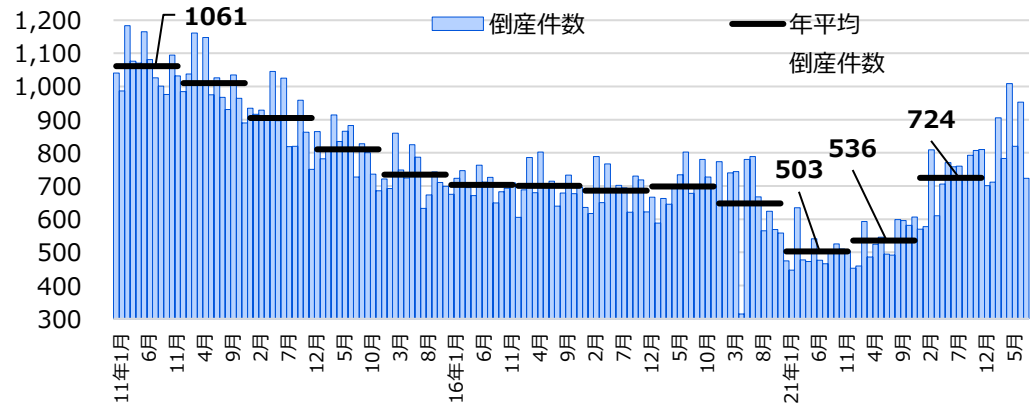
年度	主な補助金に係る予算措置額	一者当たり金額
2019	3,650億円 (生産性革命、ものづくり・商業・サービス高度連携促進)	10.6万円 (346万者)
2020	1兆5,495億円 (生産性革命、事業再構築)	45.4万円 (341万者)
2021	8,134億円 (生産性革命、事業再構築)	24.1万円 (337万者)
2022	8,810億円 (生産性革命、事業再構築)	26.5万円 (333万者)
2023	7,500億円 (生産性革命、省力化投資、中堅中小大規模投資)	22.9万円 (328万者)

(注1) 持続化給付金等、コロナ禍における各種給付金は除いている。

(注2) 2023年度における省力化投資については、既存の事業再構築基金の活用分3,500億円を含む。

(注3) 中小企業数は、政府統計上、同期間中は2021年における企業数のみ把握できるため、直近で把握できる2016年から2021年の1年当たりの減少数(▲4.3万者)を各年に反映させた企業数を便宜上用いている。

◆倒産件数の推移

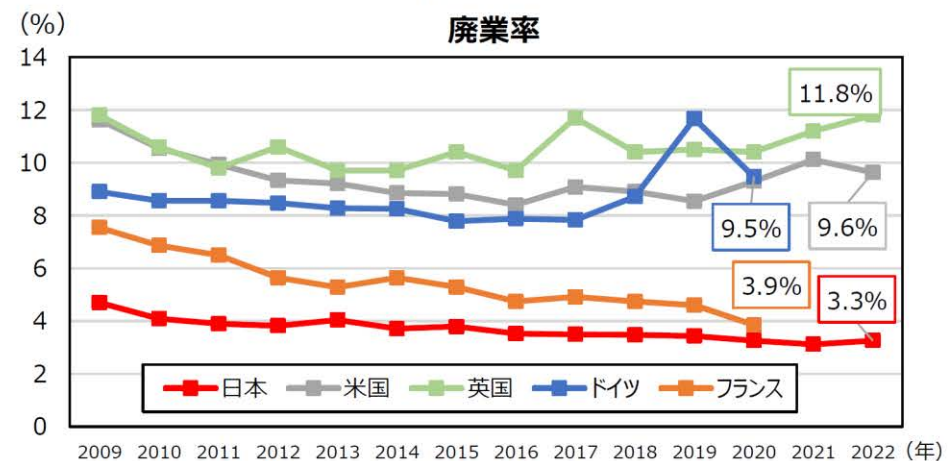
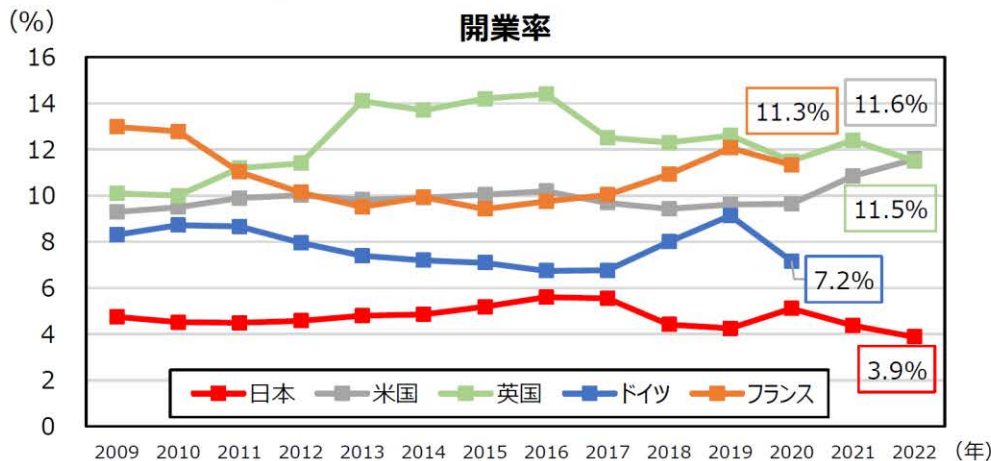
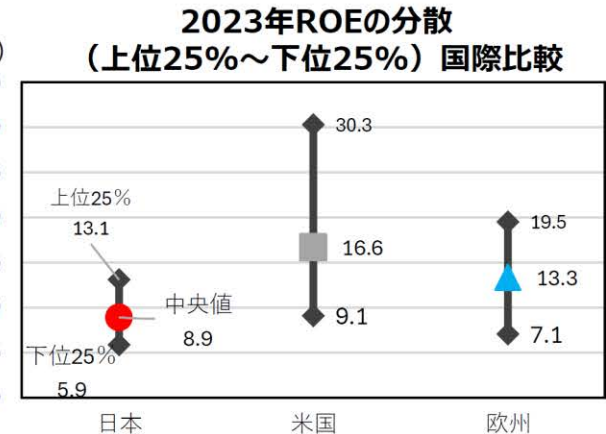
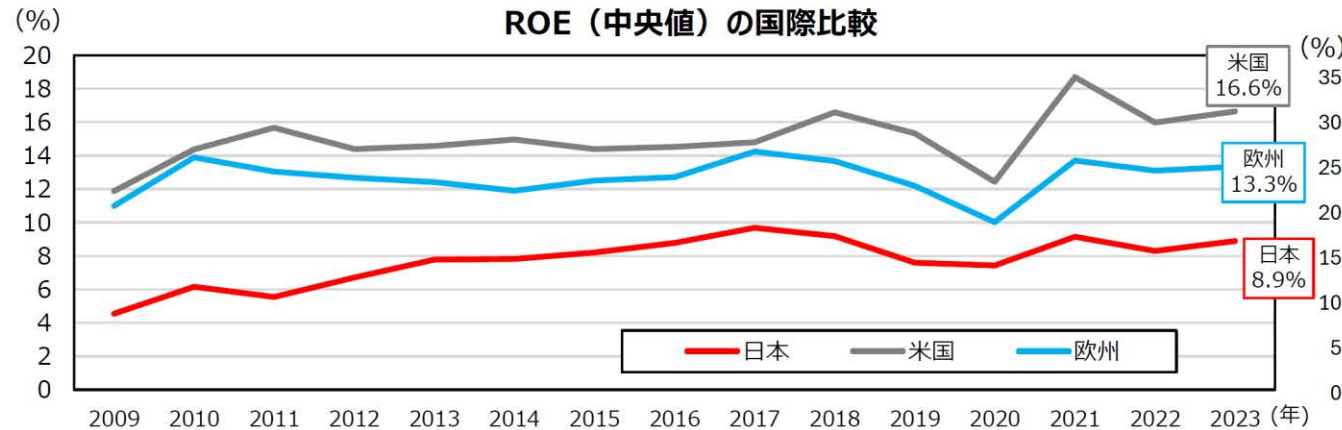


(出所) 東京商工リサーチ「倒産月報」(直近は2024年8月)

(参考) 企業部門の投資効率

令和6年10月16日
財政制度分科会資料

- 我が国企業部門の投資効率を見ると、ROE（自己資本収益率）は上昇傾向にあるものの、欧米と比較して低水準、かつ、分散が少なく、低リターンの傾向にある。また、我が国の開業率・廃業率ともに、欧米と比較して低水準で推移。
- 今後、金利上昇とともに資金調達コストの上昇が想定される中、企業部門が投資効率について一層の向上に取り組むことが不可欠。その上で、セーフティネットを整備しつつ、適切な参入・退出を促し、経済社会全体の活性化を目指す必要。



（出所）ROEの国際比較及びROEの分布：Bloomberg

開業率・廃業率：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国国勢調査局「Business Dynamics Statistics」、英国国家統計局「Business Demography」、Eurostat「Business demography」

（注1）ROEは、日本がTOPIX500構成銘柄、米国がS&P500構成銘柄、欧州がBE500構成銘柄。一部の銘柄について出典元で欠損値となることから、それらの銘柄を除外した上で算出している。

（注2）上記のいずれも、日本は年度末時点、日本以外は年末時点の値。

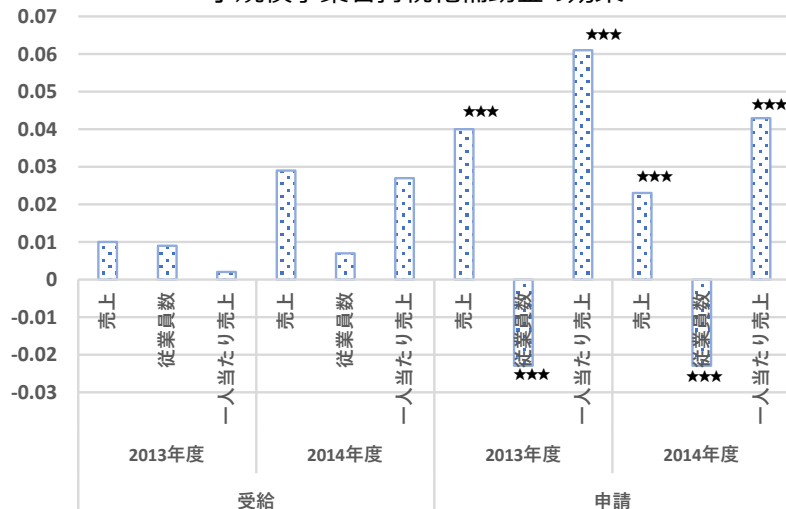
中小企業への支援のあり方②

- 補助金の申請に当たっては、事業計画等の策定を要件とすることが一般的。この点、EBPMの観点からは、例えば商工会等の支援を受けながら経営計画を策定することを要件としている補助金において、補助金の受給よりも、申請の前提となる経営計画の策定自体に経営改善効果があったことを示唆する分析もある。
- 中小企業支援は、単に補助金などの直接的な手段によるのではなく、自主的な経営改善に取り組むための支援体制の整備や、価格転嫁対策のような中小企業が自ら収益を上げ、賃上げをはじめとした経営環境変化に持続的に対応できる公正な競争環境の整備にこそ軸足を置くべき。

◆補助金による小規模事業者への業績への影響

- ・ 小規模事業者支援目的の補助金について、申請して実際に受給した事業者と申請したが非受給だった事業者の間ではアウトカム（業績）に有意差が認められなかった。
 - ・ 一方で、申請事業者は非申請事業者と比べてアウトカムが高かった。この結果から、申請自体に効果があり、申請過程が課題の棚卸しの機会となり課題解決につながったと推測される。
- ※ 商工会等の支援の下で経営計画を策定することが申請要件となっている

小規模事業者持続化補助金の効果



(出所) Kohei Takahashi and Yuki Hashimoto 「Small grant subsidy application effects on productivity improvement: evidence from Japanese SMEs」 (2022)、Yuki Hashimoto and Kohei Takahashi 「Are Applying for and Receiving Subsidy Worth for Small Enterprises? Evidence from the Government Support Program in Japan」 (2021)、RIETI「ナテケニカルサマリー 小規模事業者持続化補助金の申請と受給の効果分析」(2021)

(注) 2013年に創設された「小規模事業者持続化補助金」の申請と受給が小規模事業者の売上高や生産性に与える影響について、中小企業庁から提供を受けた申請者リストを用いて分析されたもの。

◆企業支援と生産性に関する先行研究

森川正之 (2020), 「コロナ危機対策利用企業の生産性」, RIETI Discussion Paper

- ・ 新型コロナ前から生産性が低かった企業ほど支援策を利用した傾向がある。
- ・ 一時的ショックの影響を緩和する政策には十分合理性があるが、反面、そうした政策が市場による資源再配分（新陳代謝）機能を弱め、中長期的な成長力に負の影響を持つリスクにも注意する必要がある。

植杉威一郎ほか (2022), 「コロナショックへの企業の対応と政策支援措置：サーベイ調査に基づく分析」, RIETI Discussion Paper

- ・ コロナショックへの支援のために日本政府が講じた措置の財政支出規模は海外諸国に比べて大きなものであった(Elgin et al. 2020)。こうした支援措置には、倒産や廃業等を抑制し雇用を維持する積極的な役割がある一方で、資源の効率的な再配分を抑制し、生産性の低下を通じて長期的な成長を押し下げるリスクもある。

◆事業再構築補助金を巡る議論

○行政改革推進本部 秋の年次公開検証（2023年11月12日）

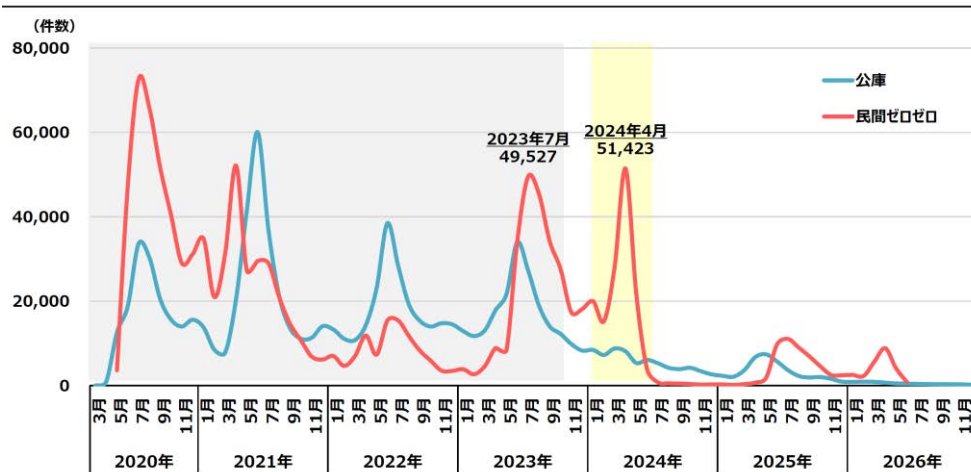
【有識者意見】

- 「経済政策における補助金の交付、給付金の交付という手法は、基本的には避けたい最終的な手段だと思います。市場の自律性とか、公平性、経営の自立性を損なうおそれなど、メリットよりもデメリットが大きい場合があります。」
- 「成長市場への参入とか、サプライチェーンの再構築というのは、ああいう事態ではあり得るのですけれども、通常だと企業の自律的経営の判断の中でトライすべき課題」
- 「産業構造を変えとか、サプライチェーンを構築するというのは中小企業の本来業務ですから、政府が支援するような筋合いのものではない」

中小企業に対する資金繰り支援

- 中小企業における資金繰りについては、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の最後のピークを本年4月頃に迎える中、足もとでの振幅はあるが、概ねコロナ禍前の水準に回復。
- コロナ対応のための資金繰り支援措置の多くは既に終了。コロナ5類移行から1年以上が経過する中、足もとでは、保証付債務の代位弁済率はコロナ禍前の水準を下回っており、残る特例制度についても、早期の正常化が必要。

◆コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し



(出所) 中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会」資料

(注) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて2023年3月末時点の数値。

◆コロナ禍における中小企業向けの主な金融支援

民間ゼロゼロ融資（当初3年無利子、保証料全期間ゼロ）

公庫の実質無利子・無担保融資（当初3年無利子）

セーフティーネット保証（一般とは別枠で最大2.8億円を保証）

危機関連保証（一般とは別枠で最大2.8億円を保証）

経営改善サポート保証（保証料0.2%、上限2.8億円を保証）

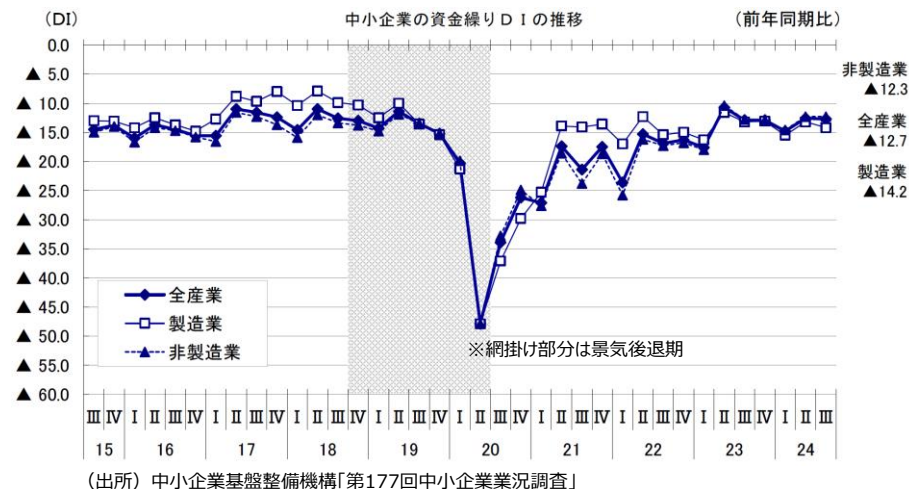
公庫のコロナ特別貸付（通常と比べ金利等を優遇）

公庫のコロナ資本性劣後ローン（通常と比べ金利等を優遇）

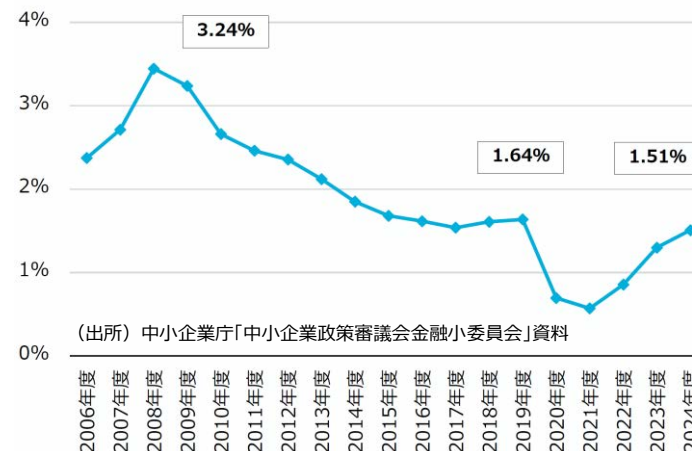
既に終了

2024.12が期限

◆中小企業の資金繰りDI



◆信用保証協会による代位弁済の状況（金額）



グローバルサウスへの支援について

- グローバルサウスの市場成長力や経済安全保障上の重要性の高まりを踏まえ、我が国の産業構造の高度化・強靱化等に資する共創案件に取り組む企業を支援し、当該国との連携強化に繋げていくため、令和5年度補正予算において1,400億円を措置^(※)。
- 真に必要な範囲での支援とするためには、自己調達によっては必要十分な投資が見込めない中小企業やスタートアップの取組を後押しするものであるべき。そもそも、企業の海外展開は従来、民間企業の自律的な取組によっており、政府はJBIC・JICA等の金融支援を通じ役割を果たしてきた。これまでにない大型補助金の導入が、既存の公的支援の機能やガバナンスを損なわないようにすべき。
- その上で、本事業は不特定多数を対象とする支援ではなく、その政策目的に鑑みて、
 - ・ 二国間の「フラッグシップ」となる案件を採択することで連携強化を加速し、経済安全保障の確保に寄与すること、
 - ・ 当該案件からのリバース・イノベーションや国内雇用創出によって我が国産業力の強化に資すること、
 といった観点から国民が裨益するものでなければならず、まずはこうした成果が着実に上がっていくよう客観的にフォローアップすべき。

(※)令和7年度までの国庫債務負担行為による後年度負担分を含む。

【グローバルサウス未来志向型共創等事業採択状況^(注1)】

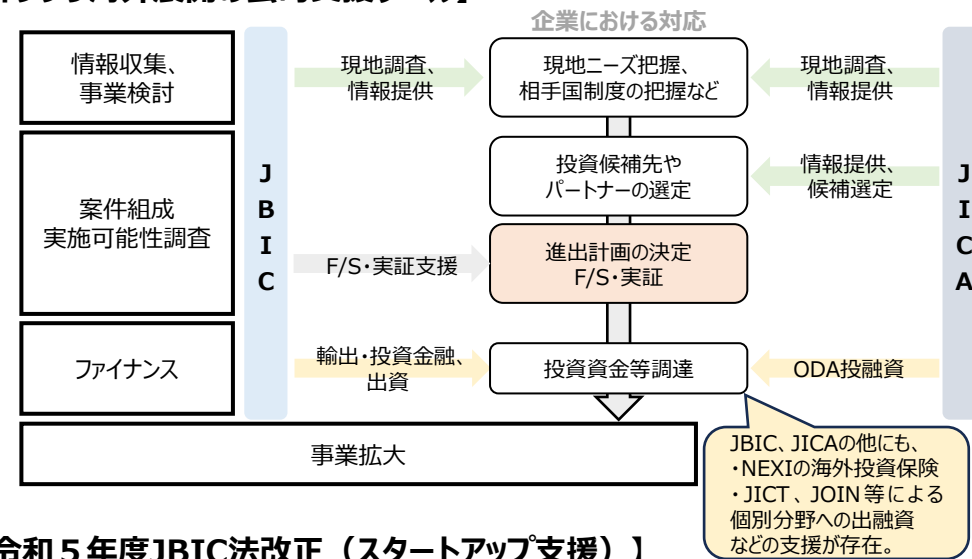
企業名	企業規模	事業実施国	対象製品・技術等	
いすゞ自動車(株)	大企業	タイ	バッテリー交換式EV等	合計採択額： 357.8億円 (1件あたり平均 27.5億円)
伊藤忠商事(株)	大企業	インドネシア	グリーンアンモニア	
岩谷産業(株)	大企業	タイ	リサイクル技術	
オリンパス(株)	大企業	ベトナム	医療機器	
Green Carbon(株)	中小企業	フィリピン	水田メタンガス削減技術等	
住友商事(株)	大企業	ベトナム	脱炭素化	
住友林業(株)	大企業	インドネシア	泥炭地管理	
双日(株)	大企業	タイ	SAF	
TSBグリーンネックス(株)	中小企業	ラオス	カーボンニュートラル化	
(株)トクヤマ	大企業	ベトナム	多結晶シリコンエッチング	
日本グリーン電力開発(株)	中小企業	インドネシア	SAF	
富士フイルム(株)	大企業	シンガポール、タイ等	AI検診イノベーション	
ミツミ電機(株)	大企業	フィリピン	アナログ半導体パッケージ技術	

(注1) ASEAN加盟国を対象とした第1回公募結果(令和6年8月15日公表)。

今後、第2回公募、及び非ASEAN諸国を対象とした公募の結果が公表される予定。

(注2) 補助金額は1件あたり5億円以上40億円以下。補助率は1/2(中小企業のみ2/3)。

【インフラ海外展開の公的支援ツール】



【令和5年度JBIC法改正(スタートアップ支援)】

今後の成長が見込まれるスタートアップ企業や、国内での事業実績を経て海外展開を目指す中堅・中小企業の海外事業資金調達を支援するため、①国内のスタートアップ企業等への出資、及び②スタートアップ企業等が発行する社債取得、をJBICの業務対象に追加

(出所) 左図：JETRO HP、右図：内閣官房HPに基づき財務省作成

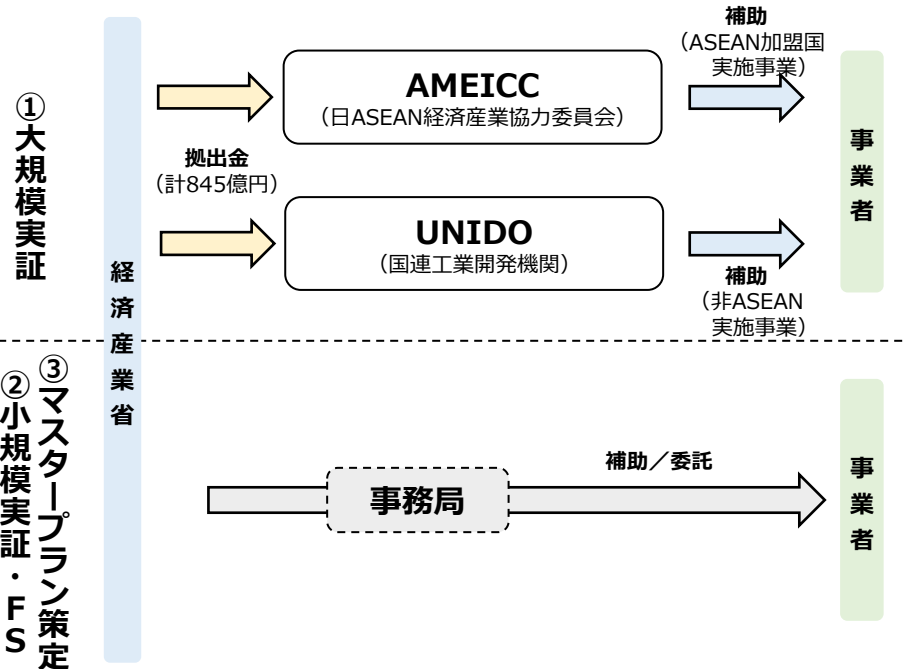
グローバルサウス未来志向型共創等事業の問題点

- 補助金は、それに依らずとも実施されたはずの投資を代替するものではなく、当該補助金があれば実施できなかった事業に追加的な効果が見込めるものでなければならない。
- この点、グローバルサウス未来志向型共創等事業については、公募の結果として採択された実証事業と同様の案件が、企業自らの取組みで同地域に展開されていたケースも存在。広く海外進出について、大企業も含めて補助金を活用できるスキームとした結果として、真に必要とは言い難い公的支援となってしまうのではないか。

* 企業にとっては、海外進出のためのコストを抑制するため補助金を活用するのは当然であり、個社の判断が不公正であるというわけでは全くない。

【グローバルサウス未来志向型共創等事業の執行スキーム】

- グローバルサウスに進出する企業による、i.DX/GX等の我が国のイノベーション創出につながる共創型、ii.我が国の高度技術の海外展開型、iii.サプライチェーン強靱化型、のいずれかに該当する案件について、支援を実施。
- 支援手法は① **上限40億円の大規模実証**、② **上限数億円の小規模実証・FS**、③ **マスタープラン策定**の3つに分かれる。
- いずれも公募期間は2024年度中。事業実施期間は、①は補助交付契約締結から**最長3年間**、②③は**1年程度**。



【採択状況の詳細（抜粋）】

企業名	事業実施国	プロジェクト名
A社	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア	健診センターの展開を通じたAI健診イノベーション実証事業

【関連報道(注)】

健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインド ハイデラバードにオープン
(A社プレスリリース2023/11/17)

A社は、11月19日、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインドのハイデラバードにオープンします。今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

健診センター「NURA」について

当社は、2021年から2023年にかけてインドのベンガルール、グルグラム、ムンバイに「NURA」を開設。さらに2023年9月、モンゴルのウランバートルに「NURA」をオープンし、新興国での健診サービス事業の展開を強化しています。「NURA」では、当社が持つCT・マンモグラフィなどの医療機器や医師の診断を支援するAI技術を活用して、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供。約120分という短時間ですべての検査が完了し、かつ健診終了後にその場で医師から健診結果に関する説明を、診断画像を見ながら分かりやすく受けられるという利便性から、「NURA」の利用者はすでに約17,000人に上っています。（後略）

A社、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開
(日本経済新聞2024/7/1)

A社は、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開します。新拠点は、東南アジア地域での「NURA」初拠点として、7月1日にベトナムのハノイにオープンします。ベトナムで医療機関「T-Matsuoka Medical Center」を展開する「VIETNAM JAPAN HEALTH TECHNOLOGY JOINT STOCK COMPANY（以下、VJH社）」が運営。インドやモンゴルで「NURA」を展開してきたA社子会社のサポートのもと、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供します。当社は、今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

(注) 関連報道の引用にあたっては、個社名を記載していない。